

# 第 1 章

## 基本事項

### 1 地域福祉とは

「福祉」とは、高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉など制度的・体系的な分類に代表されるように、公共の福祉サービスでは対象者別に考えられることが主流でした。しかし、少子高齢化、ライフスタイルの変化が進む現代社会は、従来の公共の福祉サービス中心の福祉だけでは、安心して暮らしていくことが困難になってきています。高齢者も障がいのある人も子どもたちも、そして働き盛りの人たちも、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、地域の中での支え合いが不可欠になってきました。その地域の福祉課題の解決に向け、住民と共に取り組んでいく活動が「地域福祉」です。

「地域福祉」については、平成 12 年に成立した社会福祉法第 4 条に「地域福祉の推進」という理念が掲げられました。ここでは事業者と社会福祉に関する活動を行なう者に加え、地域福祉の推進の担い手として「地域住民」が明記されました。

### 2 社会福祉協議会とは

社会福祉協議会は同法第 109 条に「地域福祉の推進」を図ることを目的とする団体であることが明記されました。具体的な地域福祉活動を促進していくために、揖斐川町社会福祉協議会が中心となって「地域福祉活動計画」を策定します。

社会福祉協議会の役割については、社会福祉法の中で、以下のように位置付けられています。

社会福祉法（2006（平成 18）年 6 月改正）より抜粋

（市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会）

第 109 条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする

事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を営む者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を営む者の過半数が参加するものとする。

- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
  - 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
  - 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
  - 四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業
- 2 地区社会福祉協議会は、一又は二以上の区（地方自治法第二百五十二条の二十に規定する区をいう。）の区域内において前項各号に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、その区域内において社会福祉事業又は更生保護事業を営む者の過半数が参加するものとする。

### 3 地域福祉活動計画の目的

「地域福祉活動計画」は地域の福祉課題を解決するための具体的な活動を推進する民間の活動計画です。

地域の福祉課題は住環境、個人の価値観、ライフスタイルの変化に伴い、公的な福祉サービスでは対応できない生活課題も多く存在します。

住民同士が支え合える地域や人づくりと福祉サービスの充実を推進し、みんなの笑顔があふれる「あい」で結ばれたまちをつくるために、本計画を策定します。

## 4 揖斐川町地域福祉計画との関係

地域福祉推進のための基盤や体制をつくる「地域福祉計画」と、それを実行するための、住民の活動・行動の在り方を定める「地域福祉活動計画」は、いわば車の両輪です。これらを一体となって策定することの意義は、行政や住民、地域福祉活動団体、ボランティア、福祉事業者など地域にかかわるものの役割や協働が明確化され、実効性が高まることにあります。

揖斐川町と社会福祉協議会では、平成 19 年度、平成 20 年度にかけて「福祉計画」に関する地区の懇談会やアンケートを協働で実施してきました。そこで得られた意見や地域の実情を基に、揖斐川町では「揖斐川町地域福祉計画」を作成します。社会福祉協議会が策定する、「揖斐川町地域福祉活動計画」は、「揖斐川町地域福祉計画」において掲げられた基本理念を実現化するための具体的な活動計画として位置付けられます。

## 5 地域福祉活動計画の期間と見直し

この計画の期間は、平成 21 年度から、平成 25 年度までの 5 年間とします。

また、社会状況の変化などにより必要に応じて見直しを行ないます。

